

奥州金ヶ崎行政事務組合地域  
循環型社会形成推進地域計画

奥州市

金ヶ崎町

奥州金ヶ崎行政事務組合

平成 28 年 1 月 5 日策定

平成 28 年 12 月 16 日変更

## 目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	2
(3)	基本的な方向	2
(4)	広域化の検討状況	2
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	4
(1)	一般廃棄物処理の現状	4
(2)	一般廃棄物処理等の目標	5
3	施策の内容	6
(1)	発生抑制・再使用の推進	6
(2)	処理体制	9
(3)	処理施設の整備	12
(4)	施設整備に関する計画支援事業	12
(5)	その他の施策	12
4	計画のフォローアップと事後評価	13

### 【添付書類】

様式 1	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表	14
様式 2	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表	15
様式 3	地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	16
参考資料様式 2	施設概要（熱回収施設系）	17
参考資料様式 6	計画支援概要	18
別添 1～2	参考図	19

# 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

## (1) 対象地域

- ◇ 構成市町名 奥州市、金ヶ崎町
- ◇ 面積 1,173.11 km<sup>2</sup>
- ◇ 人口 137,711人（平成27年3月31日現在）

（内訳）

	奥州市	金ヶ崎町	合計
面積	993.35 Km <sup>2</sup>	179.76 Km <sup>2</sup>	1,173.11 Km <sup>2</sup>
人口	121,659人	16,052人	137,711人



図1 対象地域図

## (2) 計画期間

本計画は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とし、目標年度は計画期間翌年の平成 33 年度に設定する。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

## (3) 基本的な方向

奥州金ケ崎行政事務組合（以下、「本組合」という。）は、奥州市と金ケ崎町の 1 市 1 町で構成され、岩手県の内陸南部に位置し、総面積は 1,173.11km<sup>2</sup>、東西に約 57km、南北に約 37km の広がりがある。地域の中央を北上川が流れており、西側には胆沢川によって開かれた胆沢扇状地が広がっている。また、最高峰の焼石岳を主峰とする西部地域の焼石連峰は、ブナの原生林が多く残されている。一方、東側には、北上山地につながる田園地帯が広がり、東端部には、種山高原、阿原山高原が連なっており、地域全域が緑のあふれる豊かな自然に恵まれている。

このような豊かな自然環境を有する本地域は、稲作を中心とした複合型農業により、県内屈指の農業地帯となっている。また、金ケ崎町西部山麓地帯では広大な牧草地を活用した酪農や大型畜産経営が行われている。交通の利便性の良さを背景に、県内でもトップクラスの工業集積地帯となっている。これらの企業がけん引する形で地域経済の発展や雇用機会の創出、伝統産業との連携が進められている。このような地域にとって、循環型社会形成の推進、低炭素社会の実現を目指すことは重要な課題である。

特に、廃棄物の処理に関して、ごみの分別及び収集運搬については、奥州市及び金ケ崎町が主体となって実施しており、ごみの中間処理（資源化処理を含む）及び最終処分については、本組合が処理主体となっているので、奥州市及び金ケ崎町と連携し、住民と事業者の理解と協力を得ながら、3Rの取組を一層推進しごみの発生抑制や、容器包装リサイクル法に基づく資源化の促進を図るとともに、減量化、資源化を基本とする環境負荷の少ない循環型社会の構築を図っていくものとする。

## (4) 広域化の検討状況

岩手県ごみ処理広域化計画（平成 11 年 3 月策定、以下「広域化計画」という。）によると、本組合は、旧一関地方衛生組合と旧東磐環境組合とともに Dブロックに位置づけられている。現在、Dブロックには、焼却施設が 3 施設あり、そのうち 1 つは、本組合の胆江地区衛生センターごみ焼却施設である。本組合のごみ焼却施設は、広域化計画の対象となっていたため延命化計画は検討されていなかったが、平成 25 年 11 月に「県南地区ごみ処理広域化検討協議会」において当面 2

施設体制とする方針が決定したことにより施設の延命化を図りながら焼却施設の  
 運転を継続し、他の施設の稼働状況も勘案しながら、本ブロックの広域化が完了  
 するように構成市町との連携、協力体制を構築していくものとする。

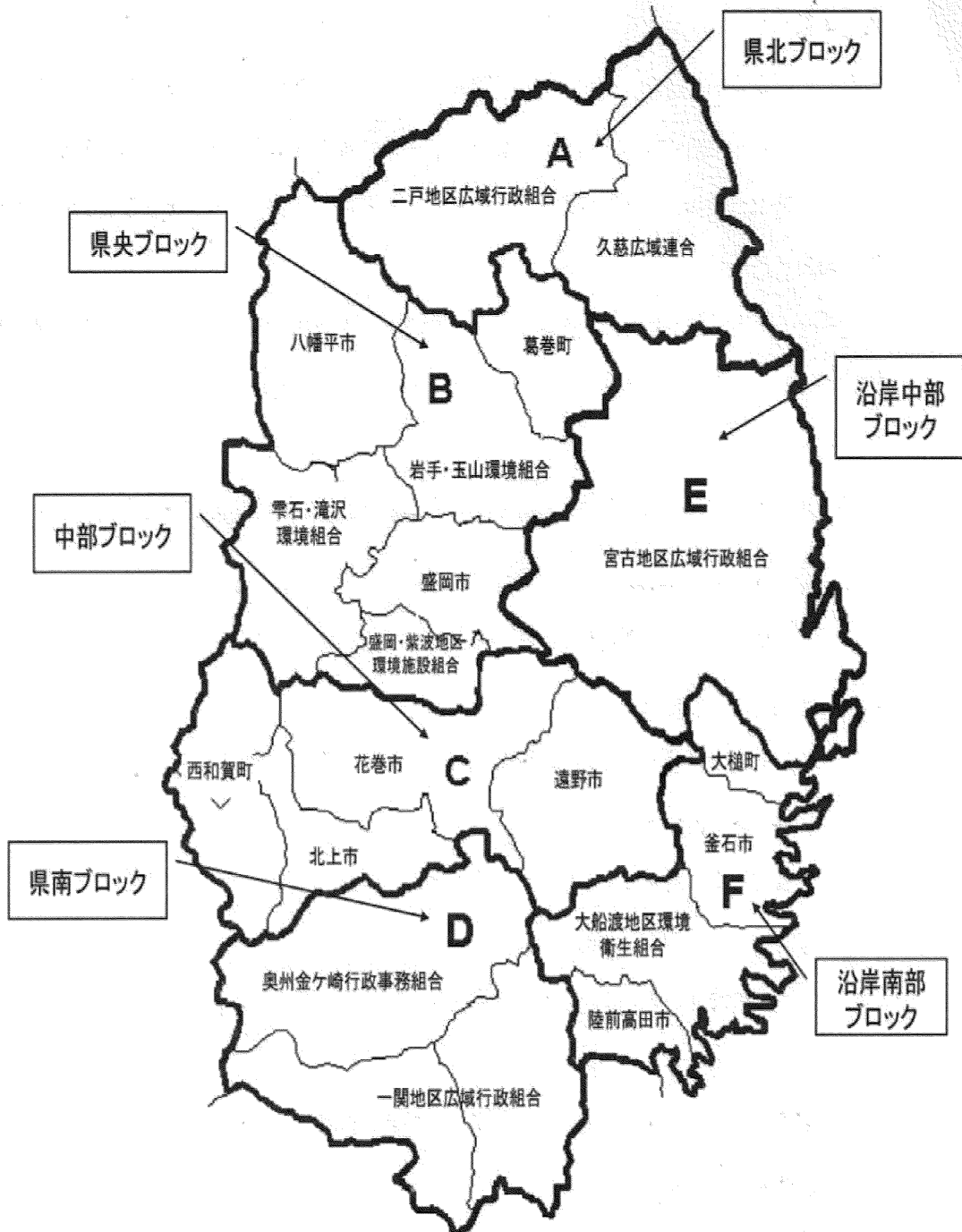


図2 岩手県ごみ処理広域化計画のブロック区割

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 25 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は、図 3 のとおりである。

集団回収量を含む総排出量は、43,639t で、再生利用される「総資源化量」は、6,363 t、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量））は 14.6%となっている。

中間処理による減量化量は、31,040 t であり、集団回収量を除く排出量の 74.2%が減量化されている。

中間処理量のうち、焼却量は 22,154 t となっている。焼却施設では、温水の場内利用のほか、隣接する広域交流センターに熱源を供給し、館内の暖房、風呂及びプールに利用されている。

また、中間処理後の焼却残渣及び破碎不燃物 5,993 t は、胆江地区最終処分場に搬入し、埋立処分した。また、震災廃棄物 1,297 t を焼却した灰 243 t は、いわてクリーンセンター最終処分場に搬入し、埋立処分を行った。集団回収を除く排出量の 14.9%に当たる 6,236 t を埋立処分している。

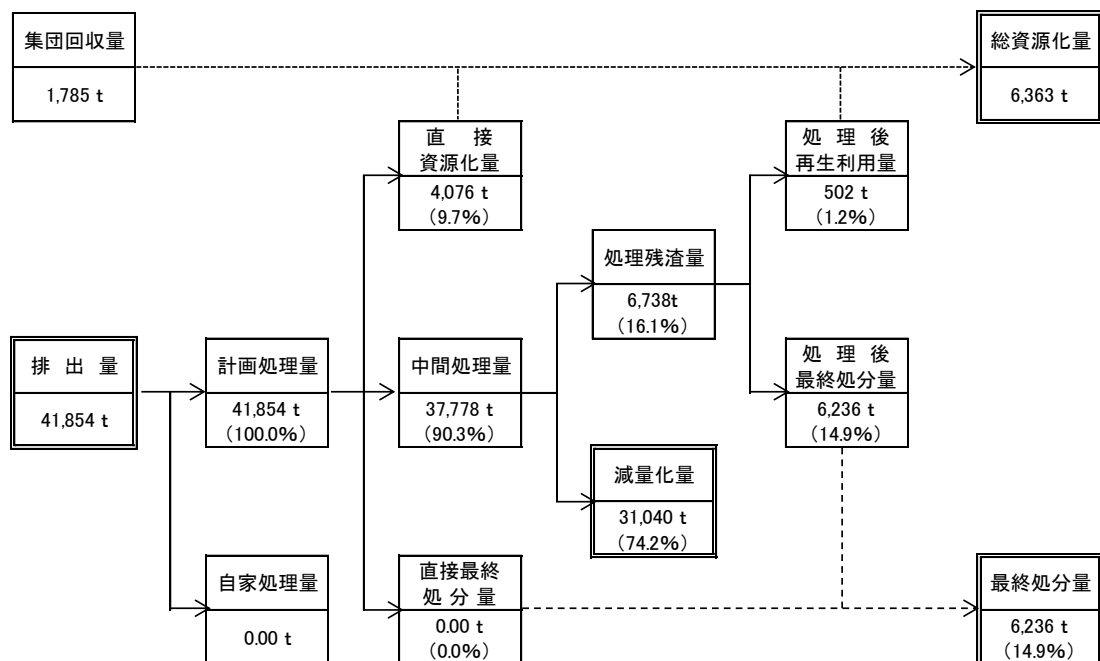


図 3 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 25 年度）

表1 一般廃棄物処理施設において処理・処分を行っているその他の廃棄物（平成25年度）

廃棄物の種類	排出事業者	処分の方法	中間処理量	最終処分量
し尿し渣・汚泥	行政組合	焼却→埋立	1,601	239
埋立地汚泥	行政組合	焼却→埋立	48	7
東日本高速道路	ネクスコ東日本	焼却→埋立	101	15
施設発生可燃ごみ	行政組合	焼却→埋立	636	95
震災ごみ		焼却→埋立	1,297	243
計			3,683	599

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指して、減量化、再生利用に関する目標量を表2に示すとおり定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

参考として、別添2(P.20)に現状と目標のトレンドグラフを添付した。

表2 減量化・再生利用に関する現状と目標

		現状(割合) <sup>※1</sup> (平成25年度)	目標(割合) <sup>※1</sup> (平成33年度)
排 出 量	事業系総排出量	14,212 トン	13,100 トン (H25比 -7.8%)
	1事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup>	2.23 トン/事業所	2.08 トン/事業所 (H25比 -6.7%)
	家庭系総排出量	27,642 トン	25,420 トン (H25比 -8.0%)
	1人当たりの排出量 <sup>※3</sup>	168.2 kg/人	159.2 kg/人 (H25比 -5.4%)
	合計 事業系家庭系排出量	41,854 トン	38,520 トン (H25比 -8.0%)
再 生 利 用 量	直接資源化量	4,076 トン (9.7%)	4,346 トン (11.3%)
	総資源化量	6,363 トン (14.6%)	6,634 トン (16.4%)
熱 回 収 量	熱回収量(年間の発電電力量)	—	9,600,000 KWh
減 量 化 量	中間処理による減量化量	31,040 トン (74.2%)	28,214 トン (73.2%)
最 終 処 分 量	埋立最終処分量	6,236 トン (14.9%)	5,500 トン (14.3%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合。

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (一人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《指標の定義》

排出量: 事業系、家庭系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)[単位: トン]

再生利用量: 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量[単位: トン]

熱回収量: 熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位: KWh]

減量化量: 中間処理量と処理後の残渣量の差[単位: トン]

最終処分量: 埋立処分された量[単位:トン]

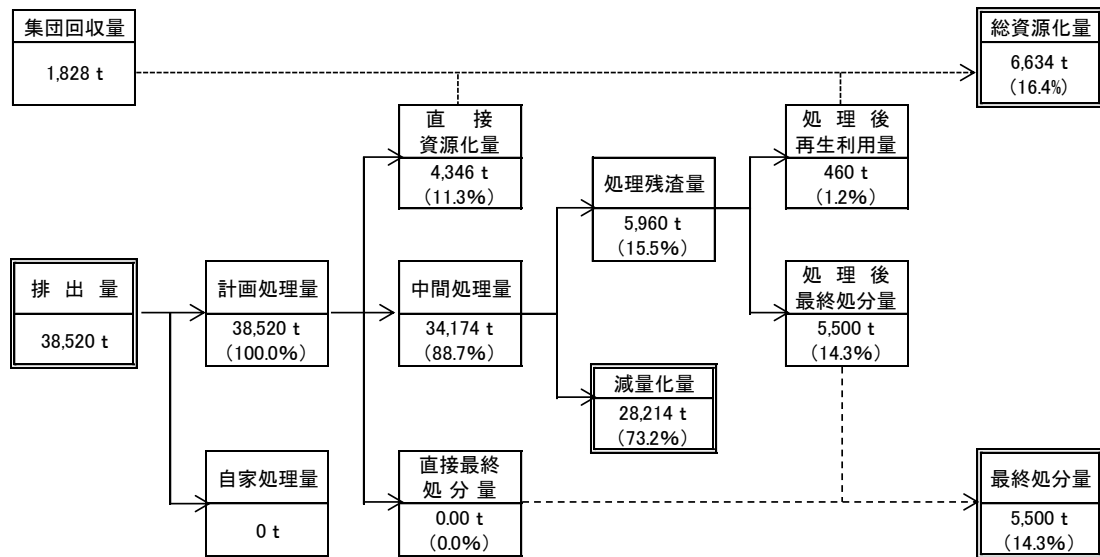


図4 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（平成33年度）

表3 一般廃棄物処理施設において処理・処分を行っているその他の廃棄物（平成33年度）

廃棄物の種類	排出事業者	処分の方法	中間処理量	最終処分量
し尿し渣・汚泥	行政組合	焼却→埋立	1,500	215
埋立地汚泥	行政組合	焼却→埋立	40	6
東日本高速道路	ネクスコ東日本	焼却→埋立	100	14
施設発生可燃ごみ	行政組合	焼却→埋立	600	86
計			2,240	321

### 3 施策の内容

#### (1) 発生抑制・再使用の推進

##### ア 家庭ごみの減量化・資源化

##### ① 排出抑制

環境負荷や廃棄物の発生を抑制するためにムダ、非効率的、必要以上の消費、生産を抑制あるいは行わないことを目指す。住民・事業者がそれぞれの役割を認識して環境に配慮した高い意識のもと行動し大量生産・大量消費・大量廃棄型ではなく環境負荷の低減に進んでいくようごみの発生・排出をできる限り減らす地域づくりを行う。

##### ② 生ごみの減量化



奥州市では、家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機購入者へ補助金の交付を継続する。

また、金ケ崎町では、一部地域で生ごみを堆肥化施設に搬入し、ごみ減量化を実施している。今後は生ごみ堆肥化実施地域の拡大に努める。

また、生ごみは水分が高いことから、水切りを徹底し減量化を推進する。

### ③ 分別の徹底

可燃ごみの中には、資源化できるものがあるため、さらなる分別の徹底とリサイクル意識の啓発を図り、ごみの減量化・資源化を促進する。また、「紙、布類」はごみではなく資源物としてリサイクル・リユースの促進を図る。さらに、ごみ分別・リサイクル学習会を開催し意識向上を目指す。

### ④ 家庭系ごみの有料化の検討

奥州市及び金ケ崎町が実施する家庭系収集ごみについては、有料化していない。今後、岩手県が開催する家庭ごみ有料化・減量化研究会を通して、県内自治体の動向を踏まえ検討を行う。

また、直接搬入ごみの処理手数料については、構成市町と連携を図り、県内の動向を踏まえ検討を行う。

### ⑤ 住民主体回収の支援・助成

排出抑制施策として、資源物を集団回収する団体に対して、報奨金を交付し資源物の有効活用を図るとともに、事業を継続し、資源回収の促進を図る。

さらに、住民と回収業者との情報交換の場の設定等を検討する。

### ⑥ 情報公開、環境教育及び普及啓発活動の実施

(7) 奥州市においては、環境衛生大会及び環境フォーラムを開催し、金ケ崎町においては、環境推進大会を開催し環境保全啓発とごみ排出抑制の意識を高める。

また、本組合においては、小学生や各行政区等からの施設見学の際に、ごみの減量化と分別に関して啓発活動を行う。

(イ) ごみを適正に排出し、ごみの減量化・再資源化を促進するよう広報やホームページ等で啓発活動を実施する。

(ウ) ごみ排出量の増大や廃棄物処理施設の逼迫など、ごみ処理の現状と課題について、市民及び事業者の認識を深めるよう啓発活動を推進する。

(エ) 住民及び事業者が自主的に、かつ、積極的に取り組み、ごみ減量化・資源化の体制づくりや仕組みづくりを図り、リサイクルシステムが円滑に機能する体系を確立していく。

(オ) 自治会や子供会をはじめとした住民団体と協働し、分別区分の普及・啓発や資源回収などに取り組む。

- (カ) ごみと容器包装廃棄物の区分の徹底を図り、十分な減量効果が得られるように住民説明会等を開催し、住民の理解と協力を求めることとする。
- (キ) 使い捨て商品の使用自粛、リターナブル容器や再生資源を原材料とした商品の販売、購入、利用の促進に関する啓発を推進する。
- (ク) アパート等の増加に伴い新たに住民となった方、あるいは、住民登録しない住民がごみの分別やリサイクルに協力頂けない状況が散見されるので、アパート住民へのリサイクル指導と併せて管理人、管理会社と連絡を取り、分別・リサイクルの指導を徹底し、ごみの減量化を図る。

⑦ マイバック運動・レジ袋対策

構成市町が住民に対して小売店等の協力を得ながらマイバック持参運動を促進し、レジ袋の削減に努める。

⑧ 環境審議会の設置

ごみの減量、リサイクル等に関する施策の評価・推進・検討を行う環境審議会を設置し、循環型社会の構築を有機的かつ効率的に進める。

⑨ 環境監視指導員による指導

環境監視指導員による不法投棄防止の監視を実施するとともに、公衆衛生組合長等と連携し、リサイクル分別指導や可燃・不燃ごみの排出指導を行い、リサイクル率の向上とごみの減量化を図る。

⑩ 古着のリサイクル推進

古着回収を行い、リサイクル活動を推進する。また、各自治会等にも働きかけ、地区単位での取り組みを支援し、ごみの減量化とリサイクル率の向上を図る。

⑪ 小型家電リサイクルの推進

小型家電リサイクルについて、回収場所の追加、回収品目の追加等を検討し小型家電リサイクルの更なる促進を図る。

イ 事業系ごみの減量化・資源化

① 排出者責任の徹底

事業活動に伴い排出される廃棄物は、事業者が自らの責任において適正処理することが義務付けられていることから、事業者に対して排出者責任の徹底を周知すると共に発生抑制、資源化に取り組むことを周知する。

② 事業系ごみの適正排出の促進

事業系ごみを適正に処理するよう商工団体や各事業所に対し意識啓発を図り、家庭ごみ同様に生ごみの減量化・資源化の促進と分別とリサイクルの指

導を促進する。また、本組合においては、搬入ごみの検査を定期的を実施する。

## (2) 処理体制

### ア 家庭系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

分別区分と処理体制は表 4 に示すとおりである。

本圏域では、循環型社会の構築に向けてごみの分別収集を実施しており、区分は、大きく分けて可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみの 4 区分となっている。

基本的な分別区分は、奥州市及び金ヶ崎町でそれぞれ統一されているが、今後は、容器包装リサイクル法で定める容器包装廃棄物の分別収集の徹底を図り、全量リサイクルを目標に再生利用を進める。

また、排出された可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみは、本組合の衛生センターに搬入され、処理している。可燃ごみを処理している焼却施設は、県南地区広域化計画により延命化の検討がされていなかったが、当面 2 施設体制とする方針が決定されたことにより、早急に基幹改良工事を実施し施設の延命化を図る。

焼却残渣や破碎処理残渣は、奥州金ヶ崎行政事務組合一般廃棄物最終処分場に埋立しており、浸出水についても併設した浸出水処理施設で処理し下水道放流を行っている。

### イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系ごみは、自己処理責任の原則に則り、事業者による自己搬入及び収集運搬許可業者による搬入を認めている。

今後も、適正な処理手数料の徴収、積載物の検査等を実施することにより、適正処理の推進に努めるとともに、多量にごみを排出する事業者に対してごみの減量化・資源化計画の作成を求めるとともに排出抑制に努める。

表4 市町の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状(H25年)				今後(H33年)			
分別区分	処理方法	処理施設等		分別区分	処理方法	処理施設等	
		一次処理	二次処理			分別区分	処理方法
可燃ごみ	焼却	胆江地区衛生センター (可燃ごみ焼却施設)	焼却残灰:一般廃棄物最終処分場	可燃ごみ	焼却	胆江地区衛生センター (可燃ごみ焼却施設)	焼却残灰:一般廃棄物最終処分場
不燃ごみ 粗大ごみ	破碎 選別	胆江地区衛生センター (粗大ごみ処理施設)	破碎不燃物:一般廃棄物最終処分場 磁性物:資源化	不燃ごみ 粗大ごみ	破碎 選別	胆江地区衛生センター (粗大ごみ処理施設)	破碎不燃物:一般廃棄物最終処分場 磁性物:資源化
空き缶	売却			空き缶	売却		
ペット ボトル	再資源化 売却			ペット ボトル	再資源化 売却		
プラスチック類	再資源化			プラスチック類	再資源化		
ビン類	再資源化 売却			ビン類	再資源化 売却		
紙類	売却			紙類	売却		
繊維類	売却			繊維類	売却		
金属類 鉄くず	売却			金属類 鉄くず	売却		
ガラス 陶磁器	再資源化			ガラス 陶磁器	再資源化		
廃食用油	再資源化			廃食用油	再資源化		
生ごみ(金ケ崎 町一部)	複合	胆江地区衛生センター (有機・ガニック金ケ崎 高品質堆肥製造施設)	BDF燃料として使用 堆肥製造	生ごみ(金ケ崎 町一部)	複合	胆江地区衛生センター (有機・ガニック金ケ崎 高品質堆肥製造施設)	BDF燃料として使用 堆肥製造
焼却灰 粗大残渣	埋立			焼却灰 粗大残渣	埋立		
指定埋立ごみ	埋立			指定埋立ごみ	埋立		
処理実績 (ト)				処理実績 (ト)			
22,154				22,154			
1,412				1,412			
245				245			
191				191			
283				283			
826				826			
3,944				3,944			
6				6			
711				711			
976				976			
9				9			
95				95			
6,236				6,236			

#### ウ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業活動により生じた一般廃棄物（事業系一般廃棄物）は、本組合の胆江地区衛生センターへ自己搬入するか、一般廃棄物収集運搬業を許可された業者に依頼し胆江地区衛生センターに搬入し処理を行っているが、事業系一般廃棄物の処理については、家庭系ごみの分別区分に準じて、処理・処分を行う。

また、金ヶ崎町では、県がNPOと共同でエコショップいわて認定制度を立ち上げたことに賛同し、ごみ減量化などに取り組む小売店としての認定を推進している。

今後も、事業系一般廃棄物の減量・リサイクルに向けた取組みを促進する。

#### エ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

一般廃棄物処理施設では、産業廃棄物の処理を行う予定はない。

#### オ 今後の処理体制の要点

今後の処理体制に係る要点は、次のとおりとする。

- ◇ ごみ処理広域化計画により岩手県南地区広域化計画の対象となっていたため延命化計画は検討されていなかったが、平成 25 年 11 月の県南地区ごみ処理広域化検討協議会において当面 2 施設体制とする方針が決定されたことにより、胆江地区衛生センターの基幹改良工事を行い、施設の延命化を図り、温室効果ガスの削減を図る。
- ◇ 家庭系直接搬入ごみや事業系一般廃棄物は、今後も胆江地区衛生センターで引き続き料金を徴収し、適正に処理する。
- ◇ 農林業系廃棄物については、適正に処理し平成 29 年度に完了する。
- ◇ 表 3 に掲げるその他の廃棄物についても併せて適正に処理・処分する。
- ◇ 現行の分別区分や処理方式等を再度検証し、減量化・資源化を適正に進めていくため、課金設定やビンの分別回収も含めたソフト・ハード両面の方策を検討していく。

(3) 処理施設の整備

廃棄物処理施設

上記(2)の統一後の分別区分および処理体制(表4)で処理を行うため、表5のとおり必要な処理施設の整備を行う。

表5 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	所在地	事業期間
1	焼却施設	胆江地区衛生センター ごみ焼却施設基幹改良工事	240 t/日 120 t/日×2炉	岩手県奥州市水沢区 佐倉河字仙人49番地	H29~H32

(整備理由)

事業番号1 ごみ処理広域化検討協議会において当面2施設体制とする方針が決定されたため、基幹改良工事を行い施設の延命化を図る。

(4) 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表6に示す長寿命化総合計画策定支援事業を行う。

表6 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	長寿命化総合計画策定	長寿命化計画策定	H28

(5) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表7に示す計画支援事業を行う。

表7 施設整備における計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
32	基本設計・発注仕様書作成業務	基本設計・発注仕様書作成等	H28

(6) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 再生利用品の需要拡大事業

循環型社会の形成のためには、再生品等の供給面の取組みに加え、需要面からの取組みが重要となることから、住民、事業者及び行政が一体となったりサイクル製品、エコマーク製品利活用を目指す協働の取組みを推進する。

#### イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。

#### ウ 不法投棄対策

行政と各町内自治会や住民団体等と一体となった普及啓発により、分別排出の徹底を進めるとともに、奥州市の不法投棄監視員及び金ヶ崎町の監視指導員によるパトロールを強化し、不法投棄の防止を図る。

#### エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

災害時に発生する一般廃棄物の処理や、災害などにより一時的に発生する圏域内のごみ処理等が不可能となった場合に備えて、岩手県ごみ処理広域化計画Dブロックとの連携を取り、県、周辺組合及び構成市町等との連携を図りながら適正に処理していく。

### 4 計画のフォローアップと事後評価

#### (1) 計画のフォローアップ

本組合では、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて岩手県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

#### (2) 事後評価および計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成 27年度)

1 地域の概要		(3)地域面積		1,173.11km <sup>2</sup>	
(1)地域名	奥州金ヶ崎行政事務組合地域	(2)地域内人口	137,711人	山村	半島
(4)構成市町村等名	奥州市、金ヶ崎町、奥州金ヶ崎行政事務組合	(5)地域の要件	(人口) (面積) 沖繩 離島 奄美 (豪雪)	過疎	その他
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	設立年月日：昭和37年2月15日設立 平成20年4月1日奥州金ヶ崎行政事務組合に名称変更				

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状 (排出量に対する割合)						目標 (平成33年度)
	(平成21年度)	(平成22年度)	(平成23年度)	(平成24年度)	(平成25年度)	(平成26年度)	
排出	事業系総排出量	12,533 ト	13,422 ト	14,212 ト	13,100 ト	13,100 ト	(H25比 -7.8%)
	1 事業所当たりの排出量※2	1.8 ト/事業所	1.9 ト/事業所	2.1 ト/事業所	2.2 ト/事業所	2.1 ト/事業所	(H25比 -6.7%)
	家庭系総排出量	27,074 ト	26,906 ト	27,580 ト	28,414 ト	25,420 ト	(H25比 -8.0%)
	1人当たりの排出量※3	156 kg/人	157 kg/人	162 kg/人	170 kg/人	159 kg/人	(H25比 -5.4%)
再生	合計 事業系家庭系排出量	39,664 ト	39,439 ト	41,002 ト	41,854 ト	38,520 ト	(H25比 -8.0%)
熱回収	直接資源化量	4,596 ト (11.6%)	4,485 ト (11.4%)	4,567 ト (11.1%)	4,400 ト (10.5%)	4,346 ト	(11.3%)
	総資源化量	7,027 ト (16.9%)	6,843 ト (16.6%)	7,379 ト (16.2%)	6,890 ト (15.7%)	6,634 ト	(16.4%)
減量	量熱回収量 (年間の発電力量)	—	—	—	—	—	9,600,000 kWh
	中間処理による減量化量	29,725 ト (74.9%)	29,609 ト (75.1%)	30,635 ト (74.7%)	31,110 ト (74.1%)	28,214 ト	(73.2%)
最終処分	量熱立最終処分量	4,792 ト (12.1%)	4,895 ト (12.4%)	7,498 ト (18.3%)	5,918 ト (14.1%)	5,500 ト	(14.3%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付している。(別添2参照)

3 一般廃棄物処理施設の現状と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容				備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止の理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力	
ごみ焼却施設 (胆江地区衛生センター)	組合	全通線燃焼式 ストーカ炉	有	240 t/日	H6.10	H33.3 <small>老朽化による機能低下が懸念されるため、施設の大規模改修に併せて機種の更新等を行うとともに、燃焼機を位置する。</small>	全通線燃焼式 ストーカ炉	H33.4	240 t/日	
粗大ごみ処理施設 (胆江地区衛生センター)	組合	破砕、選別、圧縮	有	50 t/5h	S55.4	—	—	—	—	
し尿処理施設 (胆江地区衛生センター)	組合	主処理 職分離負荷脱窒素処理方式 汚泥処理 脱水→堆肥、肥料	有	276 k <sup>3</sup> /日	H10.4	—	—	—	—	
一般廃棄物最終処分場	組合	埋立地施設 サンドイッチ・セル工法 浸出水処理施設 水処理方式 凝集沈殿+砂ろ過 汚泥処理 汚泥重力濃縮+遠心脱水	有	12,500m <sup>3</sup> 60m <sup>3</sup> /日	H23.3	—	—	—	—	

※ 計画地域内の施設の状況を地図上に示したものを添付している。(別添1参照)



様式2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2（平成27年度）

事業種別	事業番号	事業主体名称	規模	事業期間 交付期間	総事業費（千円）					交付対象事業費（千円）					備考	
					単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		平成32年度
○熱回収等に関する事業				開始 終了												
ごみ焼却施設基幹改良工事	1	奥州金ケ崎 行政事務組 合	240 t/日	H29 H32	0	29,364	39,440	6,192,008	2,159,076	6,875,104	0	15,075	20,100	5,218,864	1,621,065	
○廃棄物処理施設における長 寿命化総合計画策定事業																
長寿命化総合計画策定業務	31	奥州金ケ崎 行政事務組 合	-	H28 H28	3,575	3,575				3,575	3,575					
○施設整備に関する計画 支援に関する事業																
基本設計・発注仕様書作成 業務	32	奥州金ケ崎 行政事務組 合	-	H28 H28	3,532	3,532				3,532	3,532					
合 計					8,426,995	7,107	29,364	39,440	6,192,008	2,159,076	6,882,211	7,107	15,075	20,100	5,218,864	1,621,065

様式 3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧（今後行う施策）

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	事業主体	事業期間		交付金必要の可否	事業計画					備考	
					開始	終了		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度		
発生抑制、再使用の推進に関するもの (家庭ごみの減量化・資源化)	11	排出抑制	大量生産・大量消費・大量廃棄型ではなく環境負荷の低減に進んでいくようごみの発生・排出をできる限り減らす地域づくりを行う。	構成市町 合	H28	H32								
事業系ごみの減量化・資源化	12	生ごみの減量化	生ごみ処理機購入者へ補助金の交付を継続する。また、金ヶ崎町では、有用微生物を活用しての生ごみ堆肥づくりの処理バケツ購入を助成しているほか、一部地域では生ごみを堆肥化施設に搬入し、ごみ減量化を実施している。今後は生ごみ堆肥化実施地域の拡大に努める。また、生ごみは水分が高いことから、水切りを徹底し減量を推進する。	構成市町 合	H28	H32								
処理体制の構築、変更に関するもの	13	分別の徹底	燃やせるごみの中に資源化できるものがあるため、さらなる分別の徹底とリサイクル意識の啓発を図りごみの減量化・資源化を促進する。また、「紙、布類」はごみではなく資源物としてリサイクル・リユースの促進を図る。さらに、ごみ分別・リサイクル学習会を開催し意識向上を目指す。	構成市町	H28	H32								
処理施設の整備に関するもの	14	家庭系ごみの有料化の検討	若手県が開催する家庭系ごみ有料化・減量化研究会を通して、県内自治体の動向を踏まえ検討を行う。	構成市町	H28	H32								
廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業	15	住民主体回収の支援・助成	排出抑制施策として、資源物を集団回収する団体に対して、報奨金を交付し資源物の有効活用を図るとともに、事業を継続し、資源回収の促進を図る。さらに、住民と回収業者との情報交換の場の設定等を検討する。	構成市町	H28	H32								
施設整備に係る計画支援に関するもの	16	情報公開、環境教育及び普及啓発活動の実施	環境フォーラムや環境推進大会及び広報やホームページ等で啓発活動等を行う。	構成市町	H28	H32								
その他	17	マイバック運動・レジ袋対策	構成市町が住民に対して小売店等の協力を得ながらマイバック持参運動を促進し、レジ袋の削減に努める。	構成市町	H28	H32								
その他	18	環境審議会の設置	ごみの減量、リサイクル等に関する施策の評価・推進・検討を行う環境審議会を設置し、循環型社会の構築を有機的かつ効率的に進める。	構成市町	H28	H32								
その他	19	環境指導員による指導	環境監視指導員による不法投棄防止の監視を実施するとともに、公衆衛生組合長等と連携し、リサイクル分別指導や可燃・不燃ごみの排出指導を行い、リサイクル率の向上とごみの減量化を図る。	構成市町	H28	H32								
その他	20	古着のリサイクル推進	古着回収を行い、リサイクル活動を推進する。また、各自治会等にも働きかけ、地区単位での取り組みを支援し、ごみの減量化とリサイクル率の向上を図る。	構成市町	H28	H32								
その他	21	小型家電リサイクルの推進	小型家電リサイクルについて、回収場所の追加、回収品目の追加等を検討し小型家電リサイクル更なる促進を図る。	構成市町	H28	H32								
その他	22	排出者責任の徹底	事業活動に伴い排出される廃棄物は、事業者が自らの責任において適正処理することが義務付けられていることから、事業者に対して排出者責任の徹底を周知すると共に発生抑制、資源化に取り組むことを周知する。	構成市町	H28	H32								
その他	23	適正排出の促進	事業系ごみを適正に処理するよう商工団体や各事業所に対し意識啓発を図り、家庭ごみ同様に生ごみの減量化・資源化の促進と分別とリサイクルの指導を促進する。また、組合においては、搬入ごみの検査を不定期に実施する。	構成市町	H28	H32								
その他	24	家庭系ごみ	容器包装リサイクル法で定める容器包装廃棄物の分別収集の徹底を図り、全量リサイクルを目標に再生利用を進める。	構成市町 合	H28	H32								
その他	25	事業系ごみ	適正な処理手数料の徴収し、適正な処理を実施する。また、減量化											

【参考資料様式 2】

施設概要（熱回収施設系）

都道府県名 岩手県

(1) 事業主体名	奥州金ヶ崎行政事務組合
(2) 施設名称	胆江地区衛生センター ごみ焼却施設
(3) 工 期	平成 29 年度～平成 32 年度
(4) 施設規模	処理能力 240 t/日 (120 t/日 × 2 炉)
(5) 型式及び処理能力	ストーカ炉、全連続燃焼式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> 有 (発電効率 未定), 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> 有 (熱回収率 未定), 無
(7) 地域計画の役割	一般廃棄物の適正処理 CO <sub>2</sub> 削減率 3%以上
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
(9) 事業計画額	8, 4 1 9, 8 8 8 千円

【参考資料様式 6】

長寿命化総合計画策定支援概要

都道府県名 岩手県

(1) 事業主体名	奥州金ヶ崎行政事務組合
(2) 事業目的	ごみ焼却施設基幹改良工事のため
(3) 事業名称	長寿命化総合計画策定業務
(4) 事業期間	平成 28 年度
(5) 事業概要	長寿命化総合計画の策定
(6) 事業計画額	3,575 千円

## 計画支援概要

都道府県名 岩手県

(1) 事業主体名	奥州金ヶ崎行政事務組合
(2) 事業目的	ごみ焼却施設基幹改良工事の発注支援のため
(3) 事業名称	基本設計・発注仕様書作成業務
(4) 事業期間	平成 28 年度
(5) 事業概要	基幹改良工事に係る発注仕様書等作成
(6) 事業計画額	3,532 千円

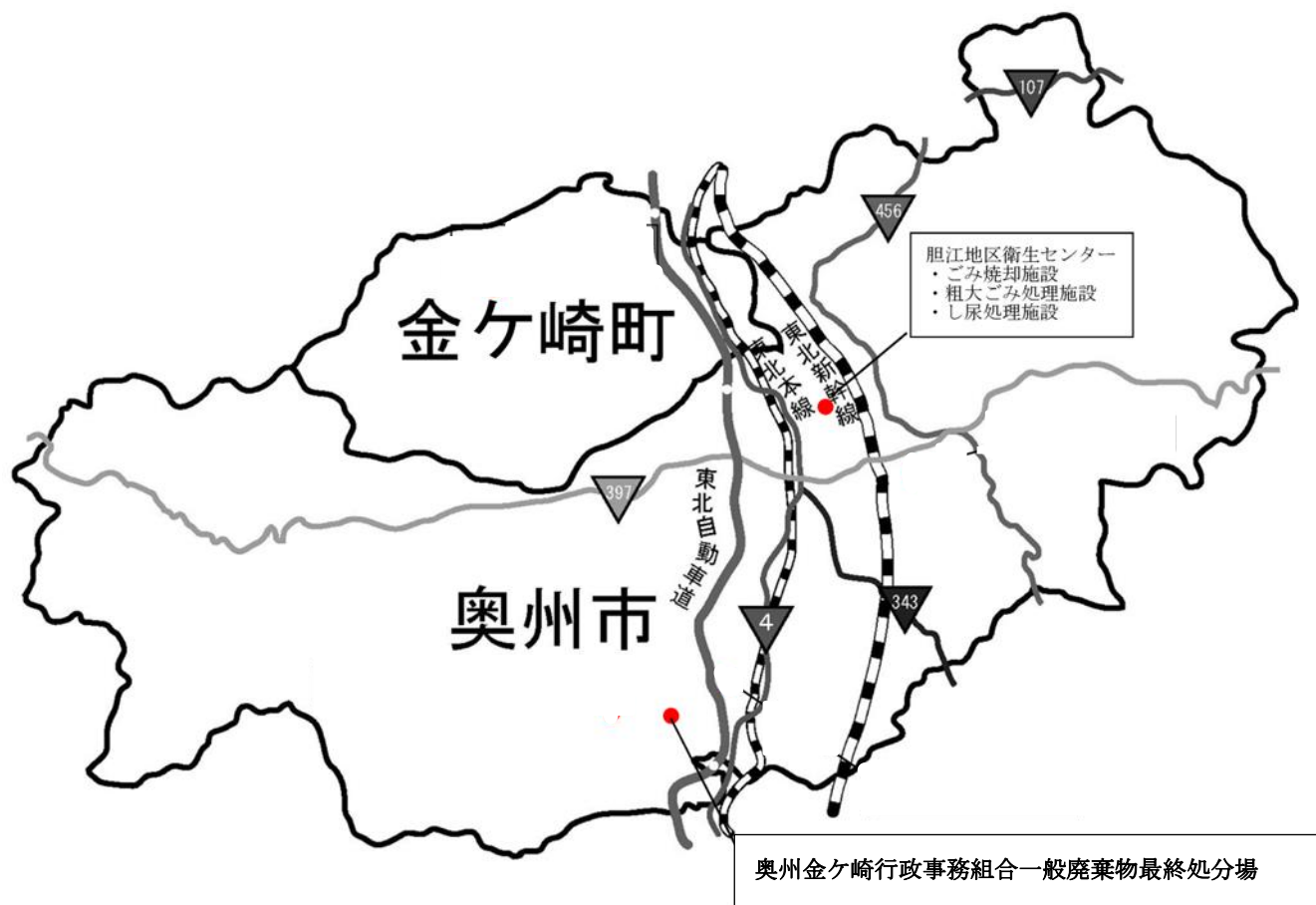


図 5 関係施設の位置図

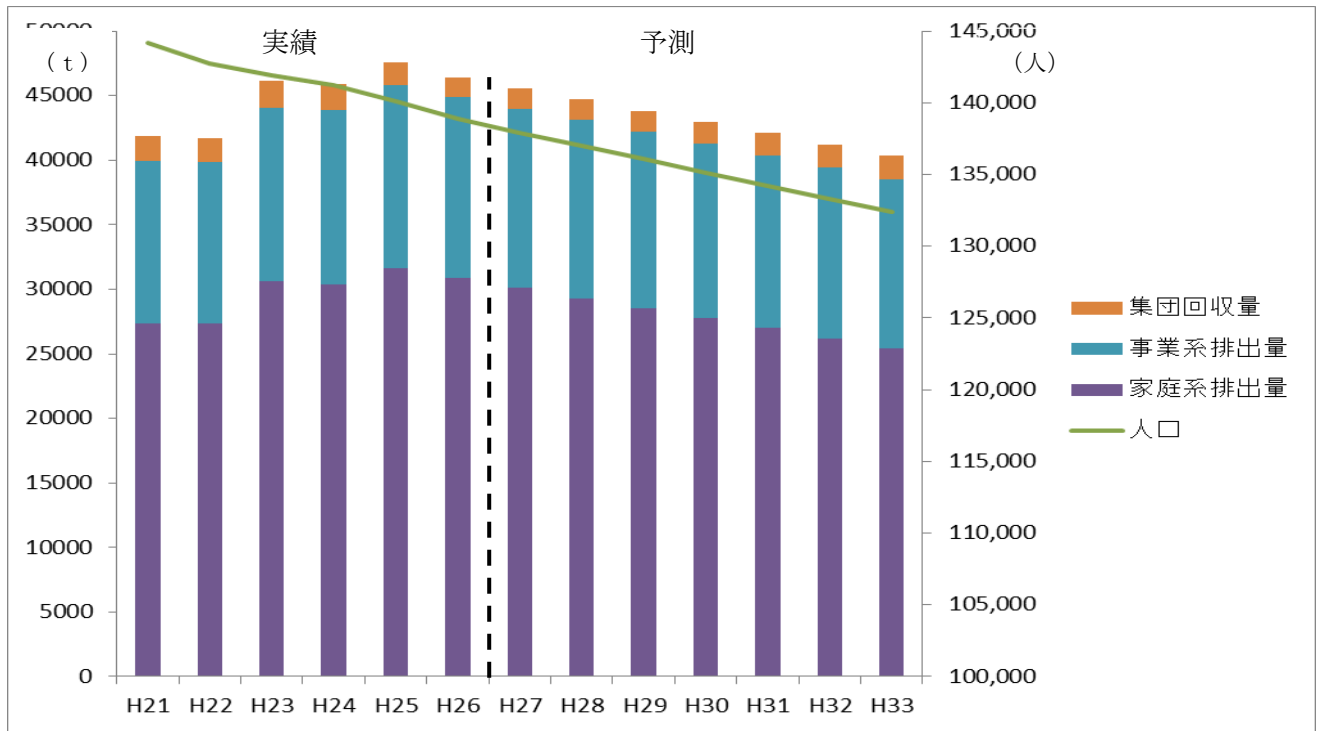


図6 人口の推移と排出量

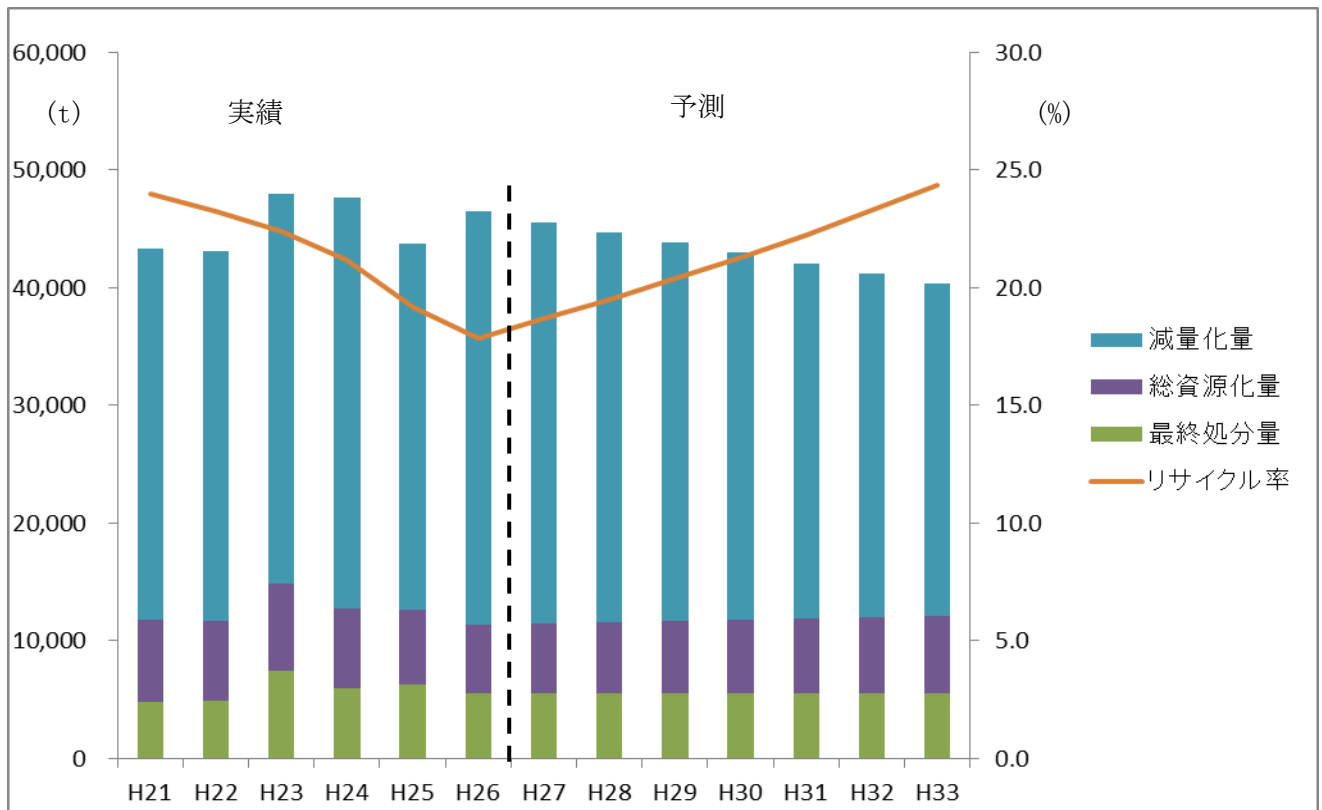


図7 減量化量とリサイクル率